

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
1	-	-	運搬経路、管理区域の一時設定範囲などをスケジュールと共に説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料4	原子炉容器上部ふたは現在工場にて製作中であり、2023年度の3号機第17回定期検査にて取替工事を実施予定であるため、保管に必要な蒸気発生器保管庫の共用化に係る工事は2022年度に実施予定である。 取り替えた後の原子炉容器上部ふたは蒸気発生器保管庫に運搬し、保管を行う。 なお、運搬中は、汚染が広がらない様に専用の容器に入れることとし、一時的に管理区域を設定したうえで運搬を行う計画である。 上記内容を資料へ反映する。なお、一時的な管理区域の設定範囲については検討中である。	2022年5月20日
2	-	-	その他廃棄物がどのあたりに保管されているのか、その他廃棄物が保管されている状況においても巡視通路が確保されることを図示して説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料5	今回の原子炉容器上部ふた取替にあたっては、その他廃棄物の発生はないが、1、2号機で取り替えた蒸気発生器等に付属する給水管などをその他廃棄物として保管している。 その他廃棄物の保管については、従来より巡視の妨げにならないよう保管している。その状況が分かる様図示したものを資料へ反映する。	2022年5月20日
3	玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更に伴う変更」	6	1、2号と3、4号で発生した廃棄物の処理の流れについて、イメージ図を用いて説明すること。	2022年4月20日	補足説明資料6	1、2号が管理する場所から3、4号へ管理する場所へ移動する場合は、1、2号の課長が管理する。3、4号が管理する場所から3、4号が管理する場所へ移動する場合は、3、4号の課長が管理を行う。 上記内容をイメージできるよう、資料へ反映する。	2022年5月20日
4	-	-	廃棄物貯蔵庫共用化の認可時期について説明すること。	2022年4月20日	-	玄海原子力発電所には、1、2、3、4-固体廃棄物貯蔵庫があり、全て共用化が終わっている。各固体廃棄物貯蔵庫の共用化の許可時期は以下のとおりである。 1-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 2-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 3-固体廃棄物貯蔵庫:昭和59年10月(3/4号建設時の設置許可にて共用化) 4-固体廃棄物貯蔵庫:平成15年6月(4-固体廃棄物貯蔵庫増設時の設置許可にて共用化)	2022年5月20日
5	玄海原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請について 「蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更に伴う変更」	4	SG保管庫共用化時の工認の要目表には、制御棒クラスタ駆動装置は含まれていないことを踏まえ、保安規定に原子炉容器上部ふた「等」と記載するのか検討すること。	2022年4月20日	-	工認の要目表には、原子炉容器上部ふたに、制御棒クラスタ駆動装置まで含んで記載している。保安規定において原子炉容器上部ふた「等」と記載したのは、原子炉容器上部ふた(制御棒クラスタ駆動装置含む)を保管容器に入れ蒸気発生器保管庫へ保管するため、保管容器を「等」として記載している。	2022年5月20日
6	-	-	蒸気発生器保管庫に係る設工認にて蒸気発生器保管庫の保管対象物が記載されているが、運用として抽出する必要が無いが検討すること。	2022年4月20日	補足説明資料3	設工認にて蒸気発生器保管庫の保管対象物が記載されており、それ以外のものを蒸気発生器保管庫に保管される恐れもあることから、運用として抽出し、保安規定に規定していることを資料へ反映する。	2022年5月20日

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
7	補足説明資料－4	P50	運搬時の一時的な管理区域の設定を社内基準に基づき設定するとあるが、一時的な管理区域の設定は保安規定上の位置づけから何条の何項を適用した設定であるかを説明すること。また、一時的な管理区域の設定が上部ふたの取替エリアだけであるか、運搬ルートも含むのかも含めて説明すること。また、一時的な管理区域の設定期間が長期的な設定となるのか短期的な設定となるのか説明すること。(No.1関連)	2022年5月18日	補足説明資料4	運搬時の一時的な管理区域の設定については、保安規定第1編第103条の2第5項を適用し、搬出入に必要な箇所である原子炉周辺建屋の管理区域境界部及び蒸気発生器保管庫の管理区域境界部、原子炉周辺建屋と蒸気発生器保管庫間の運搬予定ルートに設定する予定である。 また、取り外した原子炉容器上部ふたの原子炉格納容器からの搬出、運搬、蒸気発生器保管庫への搬入に数日程度要することから、一時的な管理区域の設定は短期間となる。	次回ヒアリング
8	補足説明資料－4 補足説明資料－5	P55	取替対象物のポンチ絵の追記及び原子炉容器上部ふたに制御棒クラスタ駆動装置が含まれていることを補足説明資料に明記すること。取替対象と取替対象外のことを明記すること。	2022年5月18日	補足説明資料4	今回の原子炉容器上部ふた取替工事での取替対象のものと取替対象外のものが分かるように資料に追記する。今回の工事の取替範囲は原子炉容器上部ふた及び制御棒クラスタ駆動装置のみである。(図1(a),(b)参照)	次回ヒアリング
9	補足説明資料－4	P51	ふた一体化構造物「IHP」がどのようなものか説明すること。	2022年5月18日	補足説明資料4	IHPは、制御棒駆動装置を冷却する空気の流路を構成するための構造物材である。上記内容がわかる図を資料へ追記する。(図1(c)参照)	次回ヒアリング
10	-	-	原子炉容器上部ふた「等」の説明については、上流文書ではどのように定義していて、保安規定ではどう落とし込んでいるのかを説明すること。(No.5,6関連)	2022年5月18日	-	申請時の原子炉容器上部ふた保管に係る規定は、設置許可 添付八の以下の記載を基に記載していた。 「～(前略)～1号炉、2号炉及び3号炉の原子炉容器上部ふたの取替に伴い取り外した原子炉容器上部ふた3基等～(中略)～は、汚染拡大防止対策を講じるとともに、～(中略)～発電所内の蒸気発生器保管庫に貯蔵保管する。」 上記記載の内、原子炉容器上部ふたの取替に伴い取り外した原子炉容器上部ふた3基等とは原子炉容器上部ふたの他、玄海1、2号炉での原子炉容器上部ふた取替工事にもない発生した廃棄物のことを示している。 設工認において、玄海3号の原子炉容器上部ふた取替後にSG保管庫に保管するものは、原子炉容器上部ふたとしていることから、保安規定における記載の見直しを検討する。	次回ヒアリング
11	補足説明資料－6	P57	今回の申請が蒸気発生器保管庫の共用化であるため、今回の申請がポンチ絵のどの箇所に該当するか資料の見直しを含め説明頂きたい。また、現状のポンチ絵に保安規定の該当箇所を明記するとともに、廃止措置安全課長の行為内容について明記すること。(No.3関連)	2022年5月18日	補足説明資料6	今回の申請内容の該当フロー及び保安規定の規定内容とフローの紐づけを追記した。また、保安規定申請後における、1、2号廃棄物を所外廃棄する際の、廃止措置安全課長の役割を資料へ追記した。	次回ヒアリング
12	補足説明資料－6	P57	廃棄物管理全般が変更になるのであれば、変更前後が比較できる資料に見直しを行うこと。(No.3関連)	2022年5月18日	補足説明資料6	廃棄物管理について、本申請により廃棄物管理の行為者等がどのように変更となるのか、資料へ反映した。	次回ヒアリング

玄海原子力発電所 SG保管庫共用化及び保管対象物変更に係る保安規定 確認事項

No.	資料タイトル	ページ	確認内容	受領日	関連資料等	回答	回答日
13	-	-	廃棄物貯蔵庫共用化の工事計画認可時期について説明すること。	2022年5月18日	-	各固体廃棄物貯蔵庫の1～4号機までの共用化に係る工事計画の認可時期は以下のとおりである。 1-固体廃棄物貯蔵庫：平成4年10月（4号建設時工認にて共用化） 2-固体廃棄物貯蔵庫：平成4年10月（4号建設時工認にて共用化） 3-固体廃棄物貯蔵庫：平成4年10月（4号建設時工認にて共用化） 4-固体廃棄物貯蔵庫：平成15年8月（4-固体廃棄物貯蔵庫増設時の工認にて共用化）	次回ヒアリング